

令和 7 年 9 月 2 5 日

医療機関の長 様

長崎県福祉保健部医療政策課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）にかかる地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業の活用見込み調査について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本県の保健医療行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 8 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）にかかる地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業について、国への申請の参考とするため、下記のとおり調査を実施いたします。

つきましては、本事業の活用をご検討されている医療機関におかれましては、期日までに資料をご提出いただきますようお願いいたします。

※本基金事業につきましては、医療介護総合確保促進法により、県が地域の実情に応じて作成した計画（都道府県計画）に基づき、事業を実施することとなっています。

※県内における医療の確保に関する協議を経て申請するため、ご提案の内容が採択されない場合がありますので予めご了承ください。

記

Ⅰ. 事業の内容

（１）単独支援給付金支給事業

病院又は診療所であって療養病床（医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。）または一般病床（同項 5 号に規定する一般病床をいう。）を有するもの（以下「医療機関」という。）が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

（２）統合支援給付金支給事業

複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

(3) 債務整理支援給付金支給事業

複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

※上記のほか、「対象事業」「助成額の算定方法」「給付金の返還」等の詳細につきまして、別紙をご確認ください。

2. 提出書類

①支給申請書

②計画書

③支給申請額算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し等

※様式は申請書を使用しておりますが、今回は見込み調査であり、申請時は改めて申請書を提出していただきます。

◆提出資料の様式ファイルのダウンロード

長崎県ホームページ>分類で探す>福祉・保健>医療

>地域医療構想・病床機能報告制度>地域医療介護総合確保基金

3. 提出方法

下記【提出先】までメールでご提出ください。

①メール件名：【団体又は機関名】令和8年度病床機能再編支援補助金調査

②メール本文：連絡先電話番号と担当者氏名を必ず記載してください。

4. 提出期限

令和7年10月31日（金）

【提出先】〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県福祉保健部医療政策課 医療企画班 日當（ひなた）

TEL：095-895-2462 E-mail：s040308@pref.nagasaki.lg.jp